

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

ニュース・レター 第2号

NEWS LETTER NO. 2
1999.3.1

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議のあゆみ

1998. 9. 19 創立総会
12. 5 第1回シンポジウム
「ダイオキシン緊急対策提言にむけて」開催
12. 13 環境庁主催 内分泌攪乱化学物質に関する国際シンポジウムに
環境NGO代表として招かれ事務局長が発言
1999. 2. 15 「ダイオキシン類緊急対策第1次提言」完成
2. 17 「ダイオキシン類緊急対策第1次提言」を内閣官房長官、環境庁
長官らに提出（別紙「こんなことをしています」を参照）
2. 26 第2回シンポジウム実行委員会、プロジェクトチーム発足
3. 1 ダイオキシン対策の法制化をめぐって「各政党・国會議員との意
見交流会」を開催

ニュース・レター第2号の目次

- ◇ 「女性の生殖健康」をめぐって思うこと 綿貫礼子 p 2
◇ これが知りたい 第1回「食品の安全と法制度」 神山美智子 p 6
◇ 発起人からひとこと 第1回 「長野県廃棄物問題研究会の取り組み」 鶴飼照喜 p 9
◇ 国民会議からのお知らせ p 10

「女性の生殖健康」をめぐって思うこと



綿 貫 札 子

津田塾大学講師

サイエンスライター

国民会議発起人

国際ダイオキシン会議場で
ミラノ大学マッカレリー教授に
インタビューする筆者(右) 1997

はじめに

環境汚染物質による女からだの曝露が原因となってひき起こされる健康問題は、ひとつの世代限りのことではなく、女から女へ世代をこえて負の影響が伝授されることを含みます。このことは60年代のカーソンの時代以降から問われていており、技術文明が生みだした重大な一つの環境問題とみなせます。

90年代に入ると動物学者コルボーン博士の「生殖」への鋭い洞察力と真摯な科学者らの活動によって、化学物質に対する従来の毒性概念を超えて、新たな捉え方が示されてきました。つまり、環境汚染物質のある種のものは、微量で生体内にとりこまれると、あたかも自然のホルモンであるかのようにその作用を真似したり、受容体をうばい妨害したり、作用ルートを変えたりして介入し内分泌を攪乱してしまい、その結果として生殖、免疫、脳神経の各系へさまざまな複合的な悪影響を及ぼすことが分かってきたのです。このような外因性の化学物質を「内分泌攪乱化学物質」(環境ホルモン)と呼び、世界的に重大な関心がも

たれるようになりました。

端的に言いかえますと、ヒトのからだはそのような化学物質によって化学的性質を変えてしまい、もはや「内なる自然」と呼べないほどの人為的介入を受けているということに他なりません。

今世紀のはじめ、私の祖母の世代が子を産む時代には考えをめぐらす必要もなかつたことですが、第二次大戦後の僅か半世紀の間には、新しく生を享ける子や孫の誰もが母親の子宮内で「ホルモン系の攪乱作用」の影響をうけずに誕生しないことが明らかとなっています。この20世紀を科学史的にみれば、その内分泌系の変化の速さと変化の意味の深さにたじろく思いがいたします。環境ホルモン問題は私たちの従来の生命観をゆり動かすほどの問題を含んでいるように思うのです。

コルボーン博士らは『奪われし未来』の中で、子どもたちは母親の子宮内での受精卵、胚芽、胎児期における体験、つまり誕生前の生命の芽を宿した初期からの胎内体験を抱えて生まれており、それ故に次のような諸問題が子どもらの将来に起こる可

能性があると指摘しています。

- (1) 生殖障害
- (2) 性の未発達と生殖器欠陥
- (3) 精子の異常と精子数の減少
- (4) 免疫システムの抑制
- (5) 脳の発達障害、異常行動

学習障害 など

次に、いくつかの事例をあげながら子どもたちのいまおかれている現実を、母親の生殖健康の問題を通して捉えてみたいと思います。

セベソの女性たちはいま

セベソ事件とは1976年に北イタリアのメダで操業していた化学工場の爆発で大量のダイオキシンが飛散し、風下にあたるセベソ市周辺の5万人余りの住民が濃厚な曝露を受けた事件です。ダイオキシン曝露の人体への影響は、時代的に先行した枯葉剤によるベトナムの女性の生殖健康異常が起こっていたため、急性毒性よりも、生殖毒性に焦点をあてた対応が迫られていました。だから事件当初から、先天異常児の多発や胎児死の問題が懸念されておりましたが、イタリア州政府指導の調査で10年目、15年目でも生殖異常はダイオキシンとの因果関係で証明する事はできないと結論づけられていました。いわゆる”灰色”的”のままで残され、その結論が一人歩きしていました。しかし1996年以後、状況は一変しました。

セベソ女性の生殖健康に関する米・伊共同研究の中心的疫学者、ブレンダ・エスケナージイ博士（米国カリフォルニア大学医学部教授）の報告によれば、「この Seveso Women's Health Study-SWHS 研究は、ダイオキシンが女性の生殖健康にいかなる影響を与えてきたか、また今後与えることになるかも知れないかについての初の包括的な生殖疫学研究」と位置づけられています（ダイオキシン、'98国際会議ストックホルム大学での発言）。例えば、先ずセベソ女性のダイオキシン曝露レベルと子宮内膜症との相関を疫学的に調査しはじめていると同博士は語っています。

このような女性の生殖健康が重大な関心を呼んだのは、1996年のミラノ大学グループ、パウロ・モカレリー博士のランセット誌上での発表によるものでした。表1で示すように、セベソの最強汚染地区（A-zone）の住民の間に誕生した（1979年4月～1984年12月）子どものうち、両親あるいは片親のダイオキシン曝露レベルが高いカップルには、男の子は生まれずに女の子だけでした。Aゾーンで誕生した74人の子どもの男女比は26対48で、女の子が多いことが分かりました。このような胎児の性の分化の時期における「男女比の変化」が、ダイオキシンの生殖系攪乱作用に起因するか否かが注目されているのです。

血清中ダイオキシン濃度 (ppt/lipid, 1976年)		子供の数	
父親	母親	男児	女児
2340	960	0	1
1490	485	0	2
1420	463	0	1
509	257	0	1
444	126	0	2
436	434	0	1
208	245	0	1
176	238	0	1
104	1650	0	2
65.4	26.6	1	0
55.1	27.6	1	0
29.6	36.6	1	0
28.3	ND	1	1

表 1

セベソの事故でダイオキシンに
被曝したAゾーンの両親から
生まれた子どもの性別
(1977. 4 - 1984. 12)

日本の環境庁や厚生省のダイオキシン関連の報告書でも、セベソといえど米国 EPA の訳文なのか、「ヒトへの影響はクロルアクネの皮膚障害」だけだったと述べられています。2月10日(夕)付「毎日」紙上での中西準子教授発言もダイオキシンの急性毒性に限ったものでした。セベソで誰も死ななかつたと。20年後の今日ではダイオキシン曝露にもとづくホルモン攪乱作用こそ注目されていることなのです。次に、今一つの見落とされている問題の重要性を述べたいと思います。

私はセベソの子どもたちのクロルアクネについては20年前の現地調査での見解を1979年11月号の「科学」誌上その他で述べています。重要なのは、その当時子どもでクロルアクネの皮膚障害を受けた人たちこそ、いま子を産む年齢にさしかかっていてダイオキシンの曝露が懸念される最高のリスク・グループと私はみています。外的的な皮膚障害が治療で治っても、内面にとりこんだダイオキシン曝露は生殖健康からみるときわめて憂慮すべき値であったのです。去年の「京都会議」において、米国疫病管理センター(CDC)のラリー・ニーダム博士のインタビューでも、当時4歳だった女の子の重度のクロルアクネ症状の写真を見せながら、これらの子どもたちの成長後の生殖健康被害は最大の心配事だ

と発言しています。

日本の女性の場合—超早期流産を中心に

日本では流産率の公表値はありませんが、1997年の1年間に210万～220万の妊娠数のうち、誕生したのは119万人であったという。人工妊娠中絶(50万)を除くと凡そ40万の自然流産に結果したと推定されています。米国の15%という発生率に比べ、日本の場合20%以上で高いとみなされています。とくに注目されているのは、自然流産が超早期に発生していることです。産婦人科の専門で流産研究の第一人者である東海大学の牧野恒久教授は1991年に「反復流産を体験した日本女性1120人の追跡調査」の貴重な研究結果を発表されています。要約すると次のようです

- ・1984年～90年の7年間、東京在住の流産体験者1120人の妊娠数は3216でその90%にあたる2899の妊娠は自然流産に結果した。
- ・その流産のうち84%は妊娠12週以内の早期に起こり、8週目がピークであった。また11%は12～15週以内に起こった。(図1)
- ・1120人のうち生殖系異常が発見されたのは、先天性子宮奇形147人、子宮筋腫23人、子宮内膜症7人、甲状腺機能不全21人などであった。(表2)

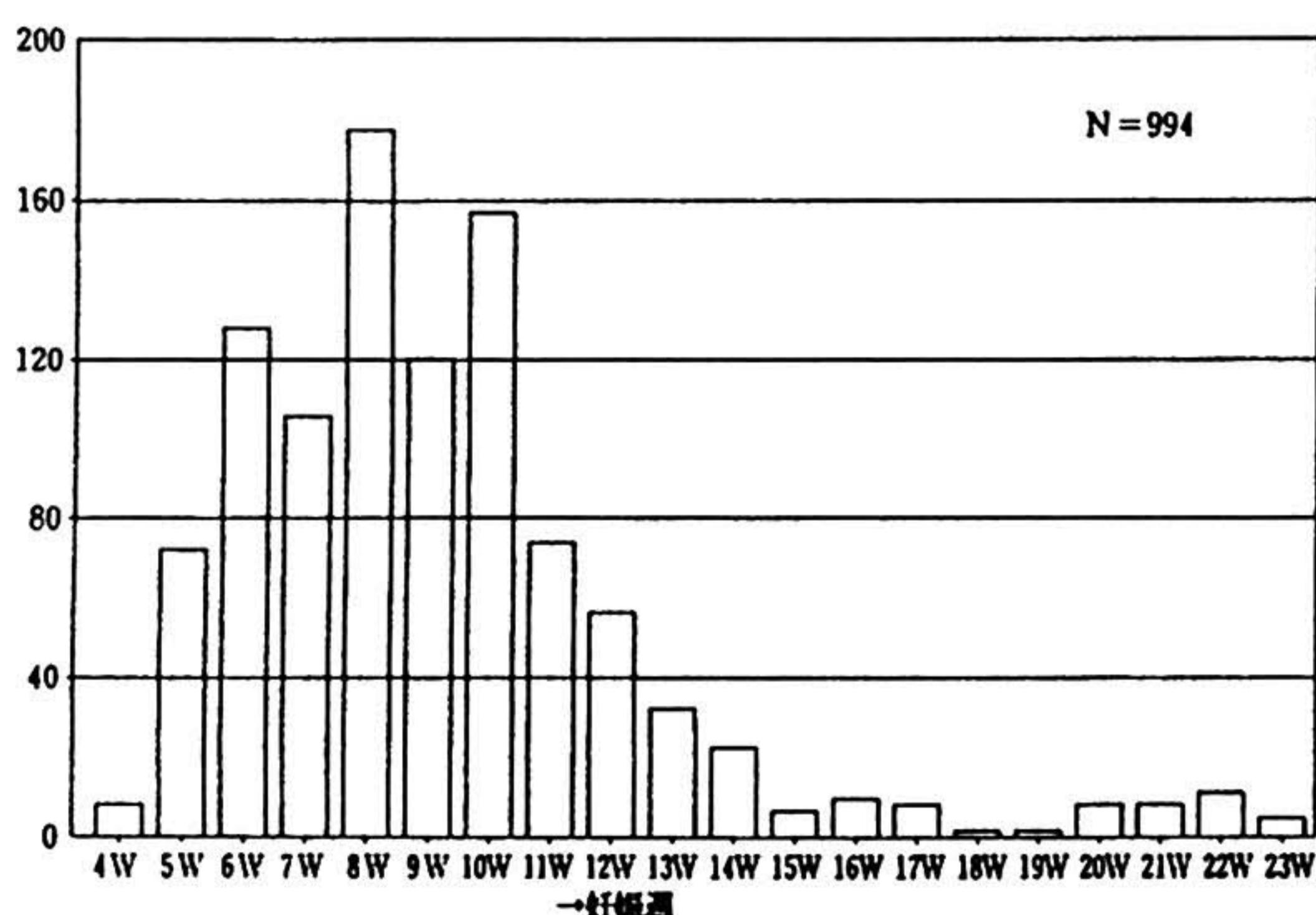


図.1

994人の不妊患者に起こった自然流産の妊娠週

出典：Makino T., *Environmental Journal of Obstetrics and Gynecology and Reproductive Biology*, 44, 1992, pp.123-130.

表 2 習慣性流産歴をもつ不妊患者1120人で発見された異常

先天性子宮奇形	147	甲状腺機能不全	21
子宮筋腫	23	感染症**	11
子宮内膜症	7	その他	
子宮頸部機能不全	12	喘息	9
アッシュネル症候群	9	血栓症	3
染色体異常	82	重度筋無力症	5
自己免疫病*	32	筋ジストロフィー	1
糖尿病	5	先天性心臓病	3

出典：図1と同じ

*自己免疫病には慢性リウマチ、抗カルディオライビン抗体反応などを含む。

**感染症には梅毒、肺結核、肝炎などを含む。

さらに1998年の神奈川県在住の不妊患者の調査では、子宮内膜症64%（子宮筋腫との合併症を含む）という高い発生率で、患者の住居地域の環境汚染になんらかの特別の因子があるか否か改めて調査をはじめたことです。

結局日本では、内分泌擾乱作用を示す外因性物質が女性の健康に及ぼす影響についての研究は去年から始まったばかりで、（1）超早期の流産の生じるメカニズム、（2）受精卵の着床障害、（3）子宮内膜症、（4）染色体異常と流産との関係、などが包括的に研究されねばならない課題と思われます。

すでに京大グループの森千里助教授らは臍帯及び臍帯血の分析を一部報告していますが、ようやく1998年度の補正予算が

通って始められた厚生省の「内分泌擾乱物質の健康影響」調査には、胎児及び成人の曝露に関する内分泌擾乱物質研究がとりあげられ、ダイオキシン、PCB、DDT、ノニルフェノール、ビスフェノールA、フタル酸エステルなど15種類の母乳、羊水、臍帯血、腹水（子宮内膜症に関して）の測定が含まれています。

いずれの項目も、日本だけでなく世界のこれまでの生殖研究の中で未解明の問題であり、結果によっては私たちの享受している科学技術文明社会に世代間の倫理についての重大な問い合わせが提起されることになるかも知れません。私は繰々述べてきましたように「誕生前の死」が多発するような社会について思いをめぐらしているのです。

<付記>

この論文ではダイオキシンの生殖健康に関する綿貫礼子の著書及び論文リストのうち
*印のものを参考としている

<ダイオキシンに関する綿貫論文・著者リスト>

*1：綿貫礼子・農薬毒性研究グループ、セベソ住民の18日間、「技術と人間」
1976. 12

*2：綿貫礼子・農薬毒性研究グループ、セベソ・対立する汚染データの評価
「技術と人間」 1977. 2

3：野間宏監訳『死の夏—毒雲が流れた街』アンヴィエル 1978 (農薬毒性
研究グループに参加)

*4：綿貫礼子『生命系の危機、アンヴィエル 1979 (後に社会思想社の教養

文庫となる 1998)

*5：綿貫礼子・河村宏編著『毒物ダイオキシン』「技術と人間」 1986
(1999年に社会思想社教養文庫となる予定)

*6：綿貫礼子「セベソ」科学 Vol. 49 No. 11 (1979)

7：綿貫礼子「枯葉剤曝露に関するベトナム報告」科学 Vol. 51 No. 9
(1981)

8：綿貫礼子・河村宏編著『ダイオキシン汚染のすべて』「技術と人間」 1984

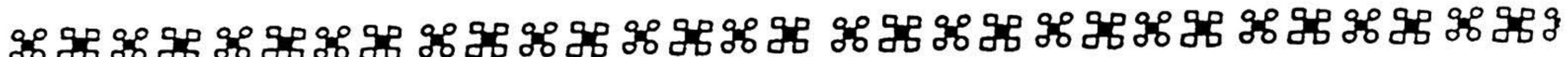
9：綿貫礼子「枯葉剤被爆の国際シンポジウム開催によせて」科学 Vol. 1982 Vol.
52 No. 12 p. 811

10：河村宏・綿貫礼子「日本のダイオキシン汚染問題」科学 Vol. 55
No. 2119 (1985)

11：綿貫礼子著『胎児からの暗示』 1986 世界書院

12：綿貫・河村訳『胎児からの警告』(C. ノーウッド著) 新評論 1982
13：綿貫礼子編『環境ホルモンとは何かI』藤原書店 1998

14：綿貫礼子編『環境ホルモンとは何かII』藤原書店 1998
15：綿貫礼子監訳『Dying from Dioxin』 1999 (近刊)



これが知りたい

第1回

「食品の安全と法制度」

神山 美智子

国民会議副代表：弁護士

最近、農作物のダイオキシン汚染が盛んに報道されています。また、魚介類をよく食べる日本人の場合、水産物からの化学物質摂取量も心配です。なにを食べたらよいのか、子供たちにどんな食事をさせたらいいのか、心配したり迷ったりしている方も多いと思います。そこで、食の安全問題に詳しい弁護士の神山美智子さんに、日本では食品汚染はどのように規制されているのか、安全なものを安心して食べられるようにするために、これからどうしていったらいいのかをやさしく説明していただきました。

1、魚、牛乳、野菜などのダイオキシン汚染が問題になっています。こうした食品汚染を取り締まるのが食品衛生法です。この法律は有毒物、有害物が混入した食品の販売禁止（4条）などを定めています。ダイオキシンは有毒物ですから当然販売禁止になるべきものですが、極微量で人の健康を損なうおそれのないような場合には適用されないと厚生省は考えています。所沢の野菜汚染問題で埼玉県は、「ただちに人の健康に影響がある値ではない」と述べましたが、そう言わないと販売禁止しなくてはならないからです。食品衛生法は『直罰規定』と言われ、ただちに販売禁止、営業禁止を命じることができ、また販売禁止食品を売ると、そのことだけで処罰されるようになっています。



2、食品衛生法7条は、厚生大臣が公衆衛生の見地から、販売の用に供される食品について規格や基準を定めることができます。この条文に基づき、食品・食品添加物の規格基準がたくさん作られていますが、ダイオキシンの基準値はまだ設定されていません。現在ダイオキシンの残留

基準値を設定せよという声が大きくなつてきました。規格基準が定められると、その規格や基準に合わない食品の販売は禁止され、違反食品を売ると処罰されます。

3、食品衛生法は、厚生大臣に強大な権限を与えた厳しい法律なので、厚生大臣（実際は厚生省の官僚）がやる気を起こすと何でもできますが、逆にあまり権限が発動されないという弊害があります。その典型的な例を水俣病やカネミ油症に見ることができます。

4、水俣病はチツソが排出した有機水銀が水俣湾の魚に蓄積し、その魚を食べた人が水銀中毒になったもので、最終的に解決一時金を支給された患者は1万人以上という公害型食品被害です。カネミ油症は製造過程で使われたP C Bが油に混入し、100人以上の被害者を出した食品被害事件です。

どちらのケースも胎児に被害が発生しており、大型訴訟が起こされたことも共通しています。水俣病は原因が判明した段階で水俣湾の魚の販売を禁止しておけば被害を少なくすることができたという点で、カネミ油症の場合は、副産物によるニワトリの大群死が起きた段階で油の販売も禁止しておけば被害発生を防止できた点で、国や県の責任が問われました。



5、水俣病発生後10年以上もたった昭和48年、魚介類の水銀汚染を防ぐ暫定規制

値が総水銀として0.4（うちメチル水銀は0.3）ppmと設定されました。その前年には食品中のP C Bの暫定規制値が以下のように設定されました（単位ppm）。

魚介類

遠洋沖合魚介類（可食部）	0.5
内海内湾魚介類（可食部）	3
牛乳	0.1
乳製品	1
育児用粉乳	0.2
肉類	0.5
卵類	0.2
容器包装	5



水銀の場合マグロや深海魚などの多食者には、食生活に注意するようにという専門家会議の意見も出されていました。マグロの刺身は年寄りの楽しみとするべきで、こどもが毎日食べるようなことは避けるべきだと書かれた学者もおられます。ダイオキシンの場合も、魚を食べることを制限しなくてはならない状態になるかもしれません。

6、この他食品衛生法には、食品添加物の指定制という重要な条文（6条）があります。

食品添加物とは、食品の製造、加工、保存のために使われる物ですが、これらは毒性資料を添えて食品衛生調査会の審査を受け、厚生大臣から人の健康を損なうおそれがないと認定（指定）してもらわないと使うことができません。指定されたものは別表というリストに掲載されています。なお途中で法律が改正され、従前使用されていたいわゆる天然添加物（天然の着色料など）は既存添加物名簿に搭載されて使われています。添加物はすべて表示が義務づけられていますが、パックに入っていない場合は表示しなくても良いことになっており、ま

た原料段階で使われ製品に効果を示すほど残っていないもの（キャリーオーバー）などは表示義務が免除されています。着色料や保存料などは、物質名とともに、用途も表示することになっています。わが国で唯一の添加物の警告表示らしきものがアスパルテームという甘味料の場合にあります。アスパルテームに含まれるフェニルアラニンはフェニルケトン尿症の人には有害であるということで、これを含む旨の表示が義務づけられているのです。アメリカの場合サッカリンは発ガン物質とされ、袋などに動物実験で発がん性が確認されている旨の表示がありますが、日本では発ガン物質とはされていません。

7、わが国の法律制度の大きな欠陥のひとつは、各業界ごとに監督官庁があり、法律もそれに合わせて作られていることです。食品はもともと農業や漁業の産物ですが、これらの業界は農林水産省の管轄下にあるので、食品衛生監視員が監督する営業の中に農林水産業が入っていません。食品衛生法は販売用の食品になった段階以後にしか適用されないのです。農薬による食品汚染を取り締まりたかったら、農薬の使い方を規制すれば良いのですが、それは農水省の役割ということになっており、厚生省は食品中の農薬残留基準を設定し、それを超えた食品の販売を禁止することができるだけです。ところが農薬の分析は時間がかかるので、違反が発見されたときにはすでに消

費された後ということになってしまいます。そこで、「一度違反がみつかった同一産地の同一農産物は販売しても良いか」という県からの問い合わせに対し、厚生省は「いけない、分析しなさい」と回答しています。これではいつまでたっても取り締まることはできません。国民会議のダイオキシン緊急提言でも、縦割り行政を廃し頭脳的役割をなう対策本部を設置せよと言いましたが、多方面から食品を汚染する物質を規制するためには、縦割り行政をやめなくてはならないと思います。

8、もうひとつの食品衛生法の欠陥は、食品の消費者の権利が明記されていないということです。食品衛生法は営業者を取り締ることにより、消費者の利益が守られるという仕組みになっています。そこで仮に厚生大臣が何の役にも立たない緩やかな基準値を設定したとしても、それに異議を申し出たり、訴えたりする制度がありません。また基準値設定の根拠となった毒性データなどの情報を公開するという制度もありません。食品衛生法はアメリカの『食品・薬品・化粧品法』をモデルにして戦後すぐに作られた法律ですが、残念ながら本家の法律にある情報公開や、異議申出、公聴会などの制度を、受け継がなかったのです。これから課題は、行政の恣意的な権限行使による基準設定を防ぐ制度を作っていくことだと思います。

国民会議の発足にあたり発起人になってくださった方々のなかから、ひとことずつお寄せいただきます。

第1回は、国民会議の廃棄物委員会委員長で、長野県廃棄物問題研究会代表・信州大学教育学部教授（環境社会学）の鵜飼照喜さんにうかがいました。

「長野県廃棄物問題研究会の取り組み」

鶴 飼 照 喜 信州大学教授

1995年秋に「廃棄物処理場問題全国ネットワーク東日本大会」が長野市で開催された際に、長野県内各地で廃棄物処理場問題に直面している人々が、長野県廃棄物研究会を結成しました。この研究会は、廃棄物処理場問題に関する学習の場であるとともに、この問題に取り組んでいる人々とのネットワーク機能を持つものがありました。当初、この研究会は50数名の会員で出発し、かかわりのある地域もわずか数カ所でした。現在では、北は飯山市や信濃町、中野市、長野市等、東は小諸市や佐久市、坂城町、西は美麻村、大町市等、中信地区では、松本市をはじめ茅野市、豊科町、波田町、坂井村等、南は伊那市や宮田村、阿智村等々、全県にわたって広がっている廃棄物処分場問題に取り組んでいる人々のネットワークにまでこの会の活動が拡大してきました。この間、この問題に関して住民の運動のみならず、小さな町村役場も住民と一緒にとなって運動を進めてきたところも幾つか見られます。例えば美麻村の事例のように集落の水源地のわずか500m上部に産業廃棄物処理施設を計画した業者を相手に、工事中止の仮処分を申請し、村役場とこの研究会のメンバーたる専門家が一体となって取り組んで成果を勝ち取った事例や、上山田町や波田町のように役場が費用を負担して環境調査が始まった例もあります。しかし、こうした全県的な運動の広がりは、他方では長野県が全域にわたって産業廃棄物処理施設の設置目標地域となっていることを示しています。とりわけ、長野リンピックを契機に県内の高速道路が伸長



してきて以来、県外とくに関東と関西の大都市圏から多くの、かつ多様な廃棄物が持ち込まれるようになってきました。高速公路は長野県から多くの農作物を移出する重要なルートの役割を果たしていますが、他方では多くの廃棄物を運び込む役割をもつようになってきています。もとより、その廃棄物は県内の4大河川の水源地を汚染し続けています。長野県は全国でも屈指の農業県です。その生産地が汚染され続けているのです。また、4大河川は、県外下流域の重要な水源でもあります。このように考えますと県内のこの問題は決して長野県だけの問題ではないことは自明でしょう。逆に、長野県で私たちに見えている問題が他の都道府県で起きていないという保証はどこにもありません。長野県では住民運動がこうした問題を掘り起こしてきました。全国各地で同様の問題を、私たち自身で掘り起こすことによって運動の輪を広げ、問題解決に一歩でも近づかなければなりません。この会議が、新しい運動体としてこうした役割を担うことを期待するものです。この場をお借りして長野県の状況を多少は理解していただき全国の運動との結びつきを深めていきたいと思っています。

——公開学習会——

下記のように公開学習会を開催します
参加はご自由ですので、多数ご参加ください

- ・3月23日午後1時～3時30分
弁護士会館1003号室
講師 藤原邦達さん
『ダイオキシンの
食品規制問題を考える』
- ・4月13日午後6時～8時
弁護士会館1003号室
講師 梶田 博さん
『農薬を中心とした
化学物質の規制システム』
講師 田中輝子さん
『合成洗剤の表示を
中心とした法規制』
- ・5月27日午前10時～12時
テーマ、場所未定

委員会の他の活動内容、開催日時等は、
別紙活動報告「私たちはいま こんなこと
をしています」でご案内しますのでご
覧ください

◎ 弁護士会館の場所
〒100-0013 東京都千代田区
霞が関1-1-3
TEL 03-3581-2255 (代)

地下鉄千代田線・丸の内線。
日比谷線「霞ヶ関」B1-B下車
(地下で直結しています)

ボランティア募集!

国民会議の仕事をお手伝いしてくださ
る方を募集しています。

- ・ニュースの発送作業をしてくださる方
 - ・パソコンが得意だという方
 - ・イラスト・絵を描いてくださる方
 - ・シンポジウムなど催事のお手伝いをし
てくださる方
- なんでも結構です。

編集後記

創立以後、国民会議は何をしているんだ
ろうと思っていらした方も多いかも知れま
せん。ダイオキシン問題をめぐる動きが加
速してきた中で、国民会議の活動状況を早
く知りたいというご要望に応えて、活動報
告「私たちはいま こんなことをしています」
を発行することになりました。ニュー
ス・レターは当面年4～5回程度の発行と
し、別に活動報告をお届けしていく予定で
す。

このニュースレターの論文を引用する場合に
は、著者名・題名・国民会議ニュースレター
第2号からの引用であることを必ず明記して
ください

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
ニュース・レター 第2号

1999.3.1 発行

発行所：〒105-0004

東京都港区新橋4-25-6-6F

コスマス法律事務所内

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
事務局

tel 03-3432-1475

fax 03-3437-3986